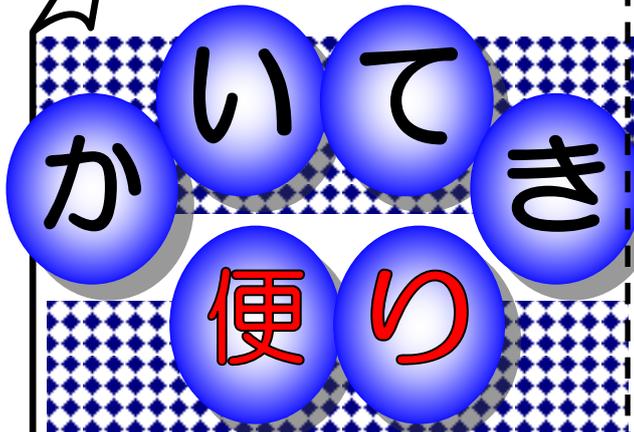


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



お知らせ

- ・令和6年度第2回福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内
- ・令和6年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い
- ・介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業を実施します！
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・新規指定申請は原則、「電子申請・届出システム」での受付になります
- ・「令和7年3月31日に経過措置が終了する事項を確認ください」
- ・「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第4期)の御案内
- ・令和6年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業 交付申請を受付中！(令和6年11月22日締め切り)
- ・(オンライン研修開講のお知らせ)令和6年度第2回介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】
- ・介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和6年度アセッサー講習受講者募集
- ・人材育成促進支援事業 交付申請書を受付中です！
- ・令和6年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業(補助金) 交付申請を受付中！(令和6年11月15日締め切り)
- ・「令和6年度生産性向上セミナー ～働きやすい職場環境づくり～」(動画配信形式)開催のお知らせ【申込最終〆切:12月2日(月曜日)】
- ・<新規事業>介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の交付申請の受付は12月27日まで！
- ・11月11日「介護の日」に合わせて、「福祉・介護のしごと「あなたと一緒に」キャンペーン」を展開し、福祉・介護の仕事の魅力を発信する動画を放映します！

令和6年11月1日発行 第244号

○令和6年度第2回福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内

お知らせ

1 講習内容

テーマ:『福祉用具専門相談員のための車いすシーティングの選定・適合』

◇シーティングの意義や目的を理解し、利用者の身体状況、座位保持機能の適正な評価、改善目標を定めた的確なシーティング技術を学びます。

◇座学で基本的な知識を習得後、車いすの調整、座位保持補助具の応用について実習します。

◇後半では、シーティングを用いた症例毎の事例検討会を実施します。

◇シーティングと診察報酬・介護保険についても解説があります。

2 受講対象

- ①福祉用具専門相談員指定講習会 修了者
- ②福祉用具貸与・販売店等で貸与・販売や相談などの業務に従事している方
- ③その他、特に受講を希望する方

3 講習日時

令和6年12月19日(木) 午前9時30分～午後4時30分

4 講師

株式会社シーティング研究所 代表取締役 木之瀬 隆 氏
(一般財団法人日本車椅子シーティング財団 代表理事)

5 講習会場

公益財団法人 東京都福祉保健財団 「多目的室1」および「福祉用具実習展示室」
(新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階)

6 定員

30名(先着順)

7 受講料

3,000円(税込み)

8 申込方法

ホームページ(URL:https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shitei/)に掲載している申込書に必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込みください。

9 その他

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」対象の講習会です。

※制度の詳細については、(一社)全国福祉用具専門相談員協会のHP等をご覧ください。

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和6年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

🔍 東京都訪問看護推進総合事業



<R6年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修: 共通科目、在宅療養にかかる科目	新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項が発表された場合は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡のうえ、合格又は受講決定通知を受領後、速やかに申請してください。 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ2000000r5a0MAA Jグランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1月31日(金) 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ2000000pSPOMA2 Jグランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★ <u>新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。</u>	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。 9 月から新たに教育ステーションとして 5 ステーションが追加されました。 ※詳細はホームページをご覧ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouiku.html
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進・基礎実務・経営安定コース 受付終了しています。 (2) 看多機実務研修コース 12月実施予定 ※詳細は別途ご案内いたします。

<p>いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都公立大学法人に委託して実施します。</p>	<p>12月までの研修の申し込みを開始しています。 テーマ「循環器系疾患のアセスメントと報告」 ※詳細はホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/</p>
<p>訪問看護人材確保事業 「現場が語る！訪問看護の魅力と未来 ～訪問看護をめざすあなたへ～」</p>	<p>12月14日(土)開催 12:30～16:00 会場:公益社団法人東京都看護協会 1階大研修室 ※詳細は東京都看護協会ホームページをご覧ください。 https://www.tna.or.jp/nurse/entrusted/houmonrecruit/fes/</p>
<p>訪問看護オンデマンド研修の動画公開中</p>	<p>令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！</p> <p>https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE</p>  <p>※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。</p>

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL 03-5320-4216

公用携帯 03-5000-7560

○「介護サービス情報の公表」に係る報告（調査票の提出）のお願い

お知らせ

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額（消費税・利用者負担額を含む）が 100 万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられています（介護保険法第 115 条の 35）。

この度、東京都では、介護保険法施行令第37条の2の3第1項等に基づき、「令和6年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定いたしました。

これに基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ、9月30日付で「計画実施通知書」を送付しております。

つきましては、東京都指定情報公表センターより順次送付される「提出依頼通知」に基づき、各期限までに「介護サービス情報報告システム」による報告をお願いいたします。

なお、今年度、訪問調査の対象事業所におかれましては、調査実施に御協力をお願いいたします。

	調査票	基本情報	運営情報
既存事業所		必須	必須
新規事業所		必須	—

※ 公表事項の追加について

令和 6 年度より情報公表システムで財務諸表（事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表）を公表することとなりました。報告時にファイルのアップロードが必要になりますのでよろしくをお願いいたします。

※「事業所の特色」について

平成 24 年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を公表できる枠組みがあります。公表している内容については随時更新が可能ですので、ご活用いただけますようお願いいたします。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】

指定情報公表センター TEL03-3344-8630

【本制度のお問い合わせ先】

介護保険課介護保険担当 TEL03-5320-4291

○介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業を実施します！

お知らせ

この度、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所及び高齢者施設等を支援することを目的として、支援金の交付を行うこととなりましたので、ご案内いたします。

1 介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金

(1)事業概要

原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを安定的に提供している事業所等を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用(高騰相当分)に対し、一定額の支援金を交付します。

(2)対象サービス(地方公共団体が設置したものは除く。)

① 通所系介護サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

② 訪問系介護サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援

2 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業支援金

(1)事業概要

物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を交付します。

(2)対象施設(地方公共団体が設置したものは除く。)

- ・介護老人福祉施設(定員 29 名以下は除く。)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く)

[申請方法、事業の概要、お問い合わせ先等支援金の詳細については 11 月中旬を目途に改めてお知らせいたします。](#)

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2024年4月1日から2025年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabintai/de_koza/koure.html

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【注意喚起情報】

展示会に誘われて・・・着物の次々販売に注意

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen493.html

(9月26日 国民生活センターより発表)

○ 新規指定申請は原則、「電子申請・届出システム」での受付になります。

お知らせ

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。

令和7年1月1日指定分(令和6年11月15日提出締切分)から、新規指定申請については、原則として「電子申請・届出システム」によるオンラインでの受付となります。電子申請にあたってはGビズID、登記情報提供サービス等の事前準備が必要になりますので、新規指定申請を予定されている場合は、東京都福祉局のホームページにて詳細をご確認のうえ、お早めにご準備をお願いします。

※特に新規で法人設立する事業者におかれましては、法人設立後にGビズID、登記情報提供サービスの手続きが必要になりますので、余裕を持って準備を進めていただきますようお願いいたします。

<東京都福祉局ホームページ>



https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.html

(掲載箇所)東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規事業者指定手続き・研修について

また、令和6年4月に、介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度が創設されました。本制度で使用される「介護事業財務情報データベースシステム(仮称)」においても、GビズIDアカウントの作成が必要となります。詳細については、令和6年秋頃の本システムの運用マニュアルの発出と併せて、以下のHPで公開される予定です。

<厚生労働省ホームページ>



<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

1 GビズIDについて

・行政サービスにログインするための共通認証システムで、デジタル庁ホームページから申請します。

【デジタル庁ホームページ】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>



・IDの申請は**事業者(法人)単位**で行っていただきます。

・申請には**印鑑証明書(原本)**が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、申請書の提出締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。

2 登記情報提供サービスについて

・新規指定申請の添付書類のうち、登記事項証明書の提出では、登記情報提供サービスにより発行される照会番号が記載された電子データをご提出いただくため、**登記情報提供サービスの利用申し込みが必要です。**

・一般社団法人民事法務協会ホームページから申請します。

【一般社団法人民事法務協会ホームページ】 <https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



3 「電子申請・届出システム」による申請方法について

・「電子申請・届出システム」は以下のURLよりアクセスしてください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



・「電子申請・届出システム」の操作ガイド・マニュアルは以下のURLよりご確認ください。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true



4 お問い合わせ先

・GビズIDに関すること : GビズIDヘルプデスク

TEL:0570-023-797 【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メールでもお問い合わせ可能です。<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・登記情報提供サービスに関すること：一般財団法人 民事法務協会

TEL:0570-020-220 【受付時間】8:30~18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

Web フォームや FAX でもお問合せ可能です。https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

・新規指定申請、電子申請・届出システムによる申請に関すること：

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

① 電子申請・届出システムによる申請に関するお問合せ先 TEL:03-3344-7270

② 新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先 TEL:03-3344-8517

【受付時間】9:30~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

○「令和7年3月31日に経過措置が終了する事項を確認ください」

お知らせ

令和6年度介護報酬改定の改定事項のうち、経過措置が令和7年3月31日に終了する事項がございます。特に、一部の居宅サービスにおいて、業務継続計画（BCP）の策定及び身体的拘束の適正化措置を実施していない場合、令和7年4月1日より減算が適用されますので、ご確認の上、ご対応していただきますようお願いいたします。

なお、減算とならないための届出につきましては、国から詳細の連絡があり次第案内いたします。現時点では届出の受付はできませんのでご了承ください。

○業務継続計画未策定減算について

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護保険サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる必要があります。この基準を満たしていない場合は、基本報酬の100分の1が減算となります。

・令和7年4月1日から減算が適用になるサービス（訪問介護以外は予防を含む）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与

○身体拘束廃止未実施減算について

・以下の身体的拘束の適正化のための措置が講じる必要があります。講じられていない場合は基本報酬の100分の1が減算となります。

①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

・令和7年4月1日から減算が適用になるサービス（各予防を含む）

短期入所生活介護、短期入所療養介護

○その他経過措置が終了する事項について

・通所系、短期入所系サービスの業務継続計画未策定減算に係る経過措置の終了

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行って
いれば、業務継続計画が未策定でも減算適用としない措置の終了

・重要事項の掲示に係る経過措置の終了

等について、以下のHPの「令和7年3月31日に経過措置が終了する事項について」に詳しく載っていますので、ご確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.html

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 0 全サービス共通



○ 「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第4期)の御案内

東京都では、日本版 BPSD ケアプログラム(※)のアドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で創設された「認知症チームケア推進加算」の算定要件とされている認知症チームケア推進研修として実施します。

この度、第4期のアドミニストレーター養成研修(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。

※ 東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

【東京都 HP(認知症ケアプログラムについて)】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi//torikumi/careprogram/index.html

【認知症チームケア推進加算について】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi//torikumi/careprogram/shinkasan/index.html

【東京都 HP(アドミニストレーター養成研修(都実施分について))】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html

<アドミニストレーター養成研修(e ラーニング)について> ※第4期

【形 式】e ラーニング研修(標準所要時間 4 時間)

【目 的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】令和6年10月21日(月曜日)～令和6年11月15日(金曜日)

【対 象】下記の3条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

① 東京都内に所在する事業所等であること。

② ケアプログラムの申請窓口となっていない区市町村に所在する事業所等であること。

※ケアプログラムの申請窓口となっている区市町村の一覧は、下記 URL をご参照ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/kushityouson/index.html

③ アドミニストレーター養成研修修了後、下記日程で実施するフォローアップ研修に参加できる者であること。

※ただし、受講者数により、希望される時期のフォローアップ研修に参加できない場合があります。

<フォローアップ研修日程(全2日間・ZOOM によるオンライン形式)> (予定)

○令和6年11月28日(木曜日)および令和7年1月24日(金曜日)

【費 用】無料

【申込方法】東京都ホームページ上の参加申込フォームから、**【11月4日(月曜日)】**までにお申し込みください。

<東京都 HP(アドミニストレーター研修(都実施分について))> ※再掲

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html

【お問い合わせ先】

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 認知症支援担当 TEL 03-5320-4276

○ 令和6年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業 交付申請を受付中！

お知らせ

(令和6年11月22日締め切り)

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施しています。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員(有期雇用を除く)として介護業務未経験者等を雇用し、その職員が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して、1人当たり年60万円(最大5年間)を上限として全額補助します。

現在、交付申請書の提出を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、東京都福祉保健財団まで申請してください。

※今年度は令和6年4月1日時点で「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)」を有する施設、事業所が対象です。

【提出期限】 **①令和6年11月22日(金曜日) 必着**

②令和7年1月10日(金曜日) 必着

※原則、①の交付申請書提出締め切りまでにご提出ください。①の交付申請書提出締め切り以降に、採用予定者がいる等の理由がある場合のみ、②のスケジュールでご提出ください。

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング 19階
東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護人材育成担当

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページより様式をダウンロードしてください。説明動画や説明資料も、こちらに掲載しております。

(<https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護人材育成担当

TEL:03-6302-0280 FAX:03-3344-8531

MAIL:syogakukin@fukushizaidan.jp

※東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いて、なるべくメールでのお問合せをお願いします。

○(オンライン研修開講のお知らせ)令和6年度第2回介護職員スキルアップ研修(医療

的知識編]

お知らせ

業務上必要な医療的知識、高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施します。

※本研修は令和3～5年度および令和6年度第1回に実施した収録型WEB研修と同内容です。ご確認の上、お申込みください。

※受講料は無料です。

■配信期日

令和7年1月16日(木)10時～3月6日(木)17時まで(WEBによる収録動画配信)

※上記の期間内であれば、何度でも視聴することができます。

■内容

	科目名(時間)	内容	講師
1	介護職員の役割と医療的知識の必要性について(60分)	介護職員にとって医療的知識の習得が医療職等との連携促進や緊急時の適切な対応、ケア全般における安全の確保に資するものであることを理解する。	公益社団法人 東京都介護福祉士会 内田 千恵子 氏
2	高齢者に多い疾患の理解(80分)	日常の介護の場面で変化に気づき、適切に医療につなげることができるよう、高齢者に多い疾患についてその特徴と観察のポイントを学ぶ。	公益社団法人 東京都医師会 副会長 土谷 明男 氏
3	高齢者の心身の理解(70分)	加齢に伴う高齢者の頭からつま先、内臓にいたる一般的な心身の変化や特徴について学ぶ。	公益社団法人 東京都医師会 理事 西田 伸一 氏
4	高齢者の日常生活を支える身体の管理(70分)	介護の場面で日常的に適切なケアが必要な身体症状とその介護方法を学ぶ。	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション
5	気づきのための観察ポイント(個人ワークと解説)(70分)	緊急時の対応事例を通して講義で得た知識を再確認し、日常の介護における心身の異変の気づきと観察ポイントを学ぶ。	所長 服部 絵美 氏

■対象

都内に所在する以下(①～⑭)の介護保険事業所において経験年数概ね1～3年目の介護職員で基礎的な医療知識を学びたい方(※前職がある場合はその勤務経験も含めます)

①訪問介護事業所(夜間対応型含) ②訪問入浴介護事業所 ③通所介護事業所(認知症対応型、地域密着型含)
④通所リハビリテーション事業所 ⑤短期入所生活介護事業所 ⑥短期入所療養介護事業所
⑦認知症対応型共同生活介護事業所 ⑧小規模多機能型居宅介護事業所 ⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
⑩特定施設入居者生活介護事業所 (包括型、地域密着型含。ケアハウス、有料老人ホーム 及びサービス付高齢者向け住宅)
⑪介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所含) ⑫介護老人保健施設 ⑬介護医療院
⑭看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

■お問合せ・申込先

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室(湯沢・高柳)

TEL:03-5800-3335 東社協研修受付システム「けんとくん」 <https://www.kentokun.jp/>

○ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和6年度アセッサー講習受講者募集

介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和6年度アセッサー講習の受講者を募集しています。

・アセッサーは、国が定めた全国共通の介護技術評価基準を用いて、介護職員の OJT・評価を行います。この講習を通じて、根拠に基づく介護技術評価について学び、実際に評価を体験します。介護現場で、人材育成・OJT の実施を担う、介護現場のリーダー層向けの講習です。リーダー層育成、現場の OJT 導入・展開に役立つ、**eラーニング**によるプログラムです。

・アセッサー講習の受講料は、東京都「人材育成促進支援事業」における補助対象となっていますので、是非この機会をご活用ください。

・なお、令和6年度のアセッサー講習は **1回開催** となります。

【令和6年度 アセッサー講習】

介護キャリア段位制度ホームページからお申し込みください。

申込期間：令和6年10月15日(火)～11月14日(木)

受講期間：令和6年12月初旬～令和7年2月中旬

eラーニング期間：令和6年12月10日(火)～令和7年1月28日(火)

(期間中はインターネットで、いつでも何度でも、学習いただけます。)

受講方法：**eラーニング方式**(インターネット接続のできるパソコンが必要)

講習内容：テキスト学習 / eラーニング受講(講師による講義等含む) / トライア
確認テスト 等(※ 集合形式ではありません)

修了要件：上記すべて履修及び確認テスト合格

受講費用：税込 23,650 円(講習指定テキスト代が含まれます)

申込方法：介護キャリア段位制度専用ホームページよりお申し込みください。

<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>

問合せ先：一般社団法人 シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話：03-3862-8061 email: careprofessional@espa.or.jp

< 介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは >

・介護分野で実践的なキャリアアップの仕組みとして、国で定められた全国共通の「介護技術評価基準(148評価項目)」を用いて介護職員の介護スキルを評価し、そのスキルレベルに応じた認定を行う制度です。

・アセッサー講習を修了した方による、介護現場で評価基準を用いて介護職員に対する評価・OJT を通じた、介護職員の確かな実践的スキルの習得を図っていきます。

・詳しくは、介護プロフェッショナルキャリア段位制度ホームページをご覧ください。



レベル4

レベル3

レベル2



○ 人材育成促進支援事業 交付申請書を受付中です！

お知らせ

(アセッサー講習受講費も補助の対象となります！)

東京都では、「人材育成促進支援事業」の交付申請書を受付中です。本事業では、介護サービスを効率的・継続的に提供するために、人材育成の仕組みの構築・改善に取り組む事業所を支援します。

詳細について、下記の通りご案内させていただきます。

東京都福祉保健財団のホームページに提出書類の詳細やQA、利用の手引きについて掲載しておりますので、合わせてご確認ください。
<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●事業について

事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善を実施した場合に要する以下の費用について、補助いたします。

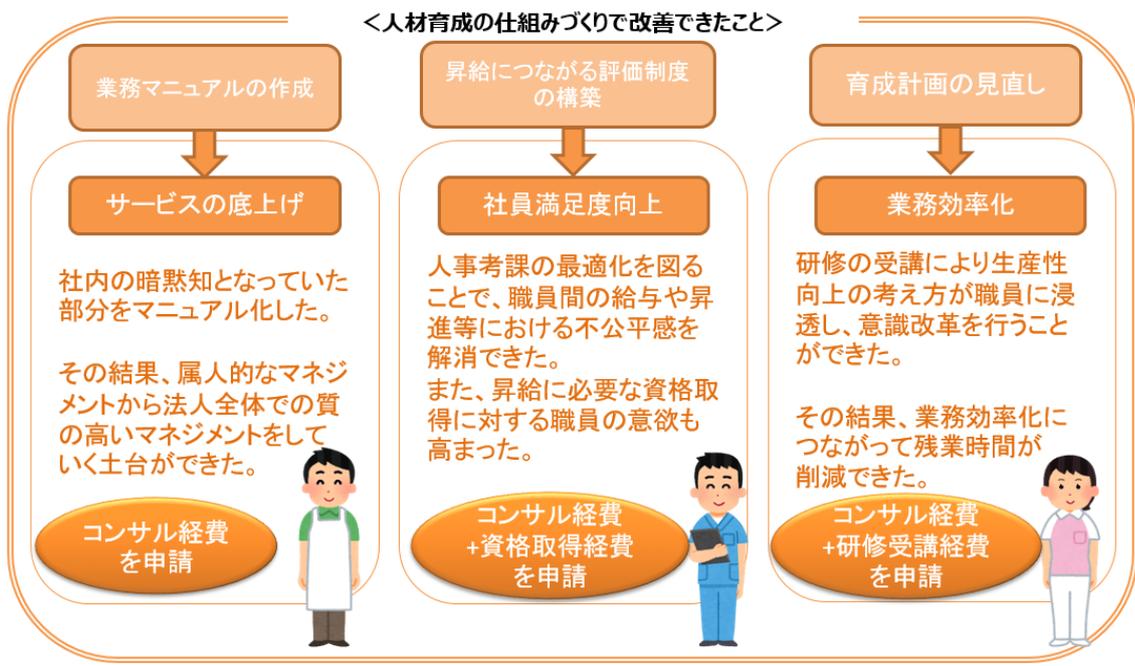
補助対象経費	具体例
①コンサルティング経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う給与表の改定、就業規則の変更にあたって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金 ・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う人事制度の再構築等に当たって、経営コンサルタントに支払った謝礼金
②研修受講及び資格取得経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における人材育成の仕組みに位置付けられている(又は予定である)研修の受講又は資格取得に係る経費 <p>※介護プロフェッショナルキャリア段位制度のレベル認定申請手数料など、研修受講・資格取得に伴う手数料を含む。</p>
③代替職員経費 ※②の申請がある場合のみ、 ③の申請可	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を活用して職員に研修を受講させたり資格を取得させたりする間、当該職員の不在期間中に、代替で業務を行った時間数に相当する事業所内の介護職員の残業手当、人材派遣職員の派遣料、非常勤職員の給与

1 事業所あたり補助上限額：35万円
補助率：10/10

対象事業所：都内の介護サービス事業所。ただし、今年度キャリアパス導入促進事業補助金を申請する事業所及び過年度に本補助の交付を受けた事業所を除く。**今年度より、居宅介護支援、介護予防支援事業所も対象に追加されました！**

●本補助金の活用事例について

過去に本事業を活用した事業所の取組みを紹介します。



●**交付申請書の提出について**

(1) 交付申請書で確認する内容

生産性向上に向けた人材育成の仕組みの構築又は改善に係る、コンサルティング経費・研修受講及び資格取得経費・代替職員経費の支出予定額、事業所内の人材育成の仕組みに関する現状及び課題認識等

(2) 提出期限

令和6年11月8日(金曜日)【必着】

(3) 提出書類

以下の、東京都福祉保健財団のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●**問合せ先等**

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(補助金)

電話 03-3344-8532

○ 令和6年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業

(補助金) 交付申請を受付中! (令和6年11月15日締め切り)

お知らせ

東京都では、外国人介護職員と日本人職員、利用者等との円滑なコミュニケーションを促進する事業所を支援するため、「介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金」を実施しております。

この度、令和6年度の交付申請受付を開始いたしましたので、お知らせいたします。
※交付申請を行う場合は、補助要綱、手引き等の内容を以下の HP でご確認くださいの上、令和6年11月15日(金)までに必要書類を提出してください。

公益財団法人 東京都福祉保健財団 HP

<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/communication/>



補助基準額
1事業所当たり30万円(補助率 2/3)

補助対象事業の例	対象経費の例
外国人介護職員が理解しやすい業務マニュアルの整備(母語への翻訳、ルビ振り、介護用語の統一等)	翻訳料、印刷費、委託料 等
外国人向けの介護用語、介護技術に関する教材等の購入	教材費
多言語翻訳機の購入又はリース	購入費、リース料
外国人介護職員による日本語学習、日本の文化・マナーに関する理解向上の取組	受講料、講師謝金、教材費、講習会場への交通費、会場使用料 等
日本人職員の日本語指導力向上の取組(「やさしい日本語」に関する講習受講等)	
日本人職員の異文化理解、外国人とのコミュニケーション方法の理解に関する取組	

【提出期限】 **令和6年11月15日(金曜日) 必着**

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】 〒163-0718 東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 18 階
東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

【申請書類等】 東京都福祉保健財団のホームページより様式をダウンロードしてください。
(<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/communication/>)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL: 03-3344-8627 (月)~(金) 9:00~17:30

○「令和6年度生産性向上セミナー ～働きやすい職場環境づくり～」(動画配信形式)

開催のお知らせ【申込最終メ切:12月2日(月曜日)】

お知らせ

・人手不足の状況下において、今後も質の高いサービスを持続的に提供していくためには、限られた人員で介護サービスの質を向上させることが必要となります。

・人員の定着・確保のために、「業務改善による生産性向上」の取組をより効果的に進めるためにも、働きやすい職場環境づくりは大変重要です。



※LWB:ライフ・ワーク・バランス

出典:東京都福祉局「はじめよう 働きやすい 福祉の職場づくり TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」

○昨年度の受講者の声



働きやすい職場環境の構築を具体的な事例で説明してくれたので、分かりやすかったです。



職場づくりが求められる背景や環境づくりの重要性を知れたこと、そこからどの様な事が重要で具体的に何をすることで改善するかが分かりました。



営方針、理念の周知、人材育成の研修を通して教える側のスキルを上げることが大切だと学びました。また、意見が言い合える職場環境の必要性も理解できました。

○主な配信内容 (約120分(予定))

- (1) 働きやすい職場環境づくりの背景、生産性向上の取組と働きやすい職場環境づくり
- (2) 働きやすさの指標
- (3) 家庭と仕事の両立支援
- (4) スペシャル対談

○対象事業所、推奨する受講者

都内介護事業所
運営法人の経営者又は管理者、サービス提供責任者等



オンライン受付システム

○申込方法

オンライン受付システムにログインし、施設・事業所毎にお申込みください。
詳しいお申込み方法は、財団ホームページをご覧ください。



東京都福祉保健財団 生産性向上 働きやすい職場環境

○スケジュール

配信期間:11月1日(金曜日)~12月18日(水曜日)

申込最終メ切:12月2日(月曜日)

申込日に応じて順次受講できます。詳しいスケジュールは財団ホームページをご覧ください。

○問い合わせ先

介護職場サポートセンターTOKYO

公益財団法人東京都福祉保健財団 介護現場改革担当(セミナー) 富山・野村

TEL:03-3344-7275 FAX:03-3344-8531

(財団 HP: https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/zukuri_seminar/)



財団ホームページ

○ <新規事業> 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の交付申請の受付

は12月27日まで!

お知らせ

令和6年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中です。WEB のマイページでの事前審査(約1か月)後に交付申請書等をご郵送いただきます。手続方法や事業の説明動画、資料は下記リンクからご確認ください。

●掲載先(居住支援特別手当ポータルサイト)

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

【交付申請受付期限】

2024年12月27日(金)まで(消印有効)

※ 1 月には変更交付申請を受け付ける予定ですが、対象は、すでに交付決定されており、かつ補助額が不足する事業者のみとなります。これから交付申請予定で、職員採用等により補助所要額が増加する可能性がある事業者におかれましては、不足がないように見込んでご申請ください。

【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

- 月1万円
- 勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には、さらに1万円加算

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

○ 11月11日「介護の日」に合わせて、「福祉・介護のしごと『あなたと一緒に』キャンペーン」を展開し、福祉・介護の仕事の魅力を発信する動画を放映します！

お知らせ

東京都では、本年度より11月を「福祉人材集中PR月間」として新たに位置付け、「福祉・介護のしごと『あなたと一緒に』」をスローガンに、福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、理解を深めるとともに、福祉・介護の現場で活躍される方々の社会的評価を一層向上させ、人材の確保・定着に繋げていきます。

その取組として、福祉・介護分野のイメージアップ、福祉・介護の仕事の魅力発信を目的とした動画を制作し、期間中(11月1日～30日)、都内全域で集中的に周知・広報展開を行います。

また、「介護の日(11月11日)」に合わせて、新宿アルタ前において街頭プロモーションを実施するほか、関係団体等とも連携し、特設サイト上に現役職員のインタビュー記事等を掲載し、SNSを活用した投稿キャンペーンを展開します。

キャンペーン名の『あなたと一緒に』には、これを機に興味・関心を持って福祉・介護の仕事に就こうとされる方だけでなく、現場で働かれている方たちも仲間となって、このキャンペーンをともに盛り上げていきたい、という意味が込められています。

期間中に街中でキャンペーン動画やポスターを見かけた際には、ぜひ一度足を止めてご覧ください！



【放映動画】

福祉・介護の仕事の魅力を伝えるとともに、多くの方に身近に感じていただけるよう、若者や子育てを終えた主婦、定年後のシニア男性が福祉・介護の仕事に就き、それぞれが自分らしく輝く様子を描く、5つの動画を制作しました。

【取組期間】

11月1日(金曜日)～30日(土曜日)

※放映される動画の種類・時間等は、場所により異なります。

※11月9日～11日は、渋谷スクランブル交差点に面した6基の街頭ビジョンで同時放映します。

【放映場所】

都内主要駅の駅構内デジタルサイネージ・壁面大型ポスター、街頭大型ビジョン等

(新宿、渋谷駅を含む都内23駅、延べ50か所以上)

区市町村や民間事業者のご協力を得て、役所、公共施設、商業施設においても放映予定です。

【本キャンペーンの詳細】

動画はこちら ▶▶▶ <https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/new-you-welfare-tp/>

〈動画の放映場所について〉

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/miryokupr.html>

〈街頭プロモーション、SNS投稿キャンペーン等、期間中の取組全般について〉

https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/tocity/to/202411fukushi_pr.html

〈問合せ先〉

東京都福祉局 高齢者施策推進部

介護保険課 介護人材担当 電話 03-5320-4267